

平成28年度第4回市民活動団体支援制度審査会

開催日時 平成28年9月12日(月) 午前10時30分から

開催場所 市役所301会議室

出席者

(委員) 中川委員、北浦委員、宮西委員、谷野委員、森委員、平井委員

(事務局) 平田市民活動推進課長、金子市民活動推進課長補佐、西野市民活動推進センター所長、西田市民活動推進センター係員

案件1、マイサポいこま登録申請内容変更承認の申請状況について

【中川会長】 それでは、案件1ご説明をお願いします。

【事務局】 今年度のマイサポいこまの届出について説明いたします。本日机の上に配付させていただいております「平成28年度マイサポいこま団体別登録届出集計表」をごらんください。平成28年度は届出期間が7月1日から8月12日の間で、8月18日に届出結果を公表いたしました。届出率は5.38%となりまして、昨年度が6.23%でしたので、マイナス0.85%という結果になりました。

届出率の低下の主な原因としては、大規模団体が登録しなかったということが考えられます。しかしながら、今年度は小さいながらも新規団体が10団体ございましたので、少しずつマイサポいこま制度が浸透してきているという実感がございます。

また、変更申請や取り消し申請の締め切りを9月2日までとしておりましたが、どちらとも申請はございませんでした。念のため、支援希望金額に届かなかった9団体に連絡をとりました。9団体全ての団体から自主財源充当もしくは経費節減等で対応できるという回答を得ておりますので、このまま事業をしていただけるということになります。

今年度のマイサポいこまの届出結果の状況は以上のとおりでございます。

【中川会長】 取り下げなど、そういった申請はなかったということですね。

【事務局】 はい、変更もございませんでした。

【中川会長】 こちらについてご質問等ございますか。ご意見などございますか。よろ

しいでしょうか。

案件2、マイサポいこま制度改正について検討

第3回審査会での提案事項について

【中川会長】 それでは、案件2に入ります。マイサポいこまの制度改正について検討するということですが、第3回審査会でいろいろ提案がありました。それについてどのように取り扱うか、事務局からご説明があります。よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、事前にお配りしております「第3回生駒市市民活動団体支援制度審査会における提案に関する検討事項」という文書ですが、こちらの方をもとに進めていきたいと思えます。説明させていただきます。

前回幾つか審査会の方でご提案いただきましたので、そちらの方を事務局で練り直し、ご審議いただければということでもとめてまいりました。

1番の登録団体以外の団体へのマイサポいこまの制度周知ということで、(1)いこまの魅力創造課作成の市民活動団体の活動状況(平成28年6月作成)に記載されている団体を対象に担当課と相談しながら周知活動を行うとしております。こちらのリストですが、生涯学習団体や市役所各課が管轄している団体が掲載されております。そういう共益活動をメインとしているところにも公益活動を周知していくというPRをしたらどうかと思っております。そして、(2)上記リスト中、生駒市自治連合会に属する団体は、市民活動推進課所轄内で市民自治協議会の展開という啓発に該当し、マイサポいこまの事業とは切り離して考えるということで、主に自治会等に関しましては、マイサポいこまは特にPRしません。先方からお申し出があった場合には対応いたしますが、こちらからのPRはしない方向で考えています。(3)団体への周知方法ですが、時期としましては平成29年の2月から3月の期間に説明会を公共施設にて各2回ずつ程度開催したいと考えております。たけまるホール、コミュニティセンター、北コミュニティセンター、南コミュニティセンターと生駒全域で説明会をすることによって、少人数できめ細かい説明ができればと考えております。

文書と書いてあるのは周知方法ですが、担当課と相談の上、文書または電話で通知します。公益活動をしている団体を中心に電話で案内し、あわせて文書でも通知するということで、電話に関しましては、広報広聴課、担当課等と相談しまして、活動内容が公益活動

に近い活動をされていたら、電話で直接マイサポいこまを検討しないかということを書いていきたいと思っております。

次に、申請書類等の簡素化ですが、希望金額の多少による差別化という意見も出ましたが、質問内容については現段階でも必要最小限であることから、主要項目だけを残して書きやすい質問形式にし、全体をスリム化することで今回は対応するとしております。資料として申請書の見本を第1号からつけております。

簡単な語句の訂正、例えば第1号は支援対象という言葉を入れましたが、こちらの方はおもともと事業の名称となっておりますので、より明確にするために語句を変えるという程度のもので、今回は支援対象を入れさせてもらいました。

次の第2号ですが、1番から13番まで番号を振りまして、下に注意事項としまして、市民活動推進センター登録団体については4番から12番の記入を不要としました。4番から12番に関しましては、市民活動推進センターに毎年登録していただいているのですが、その項目とほぼ同一内容でございますので、何度も同じことを書いているという印象はあるかと思えます。ですので、こちらに関しては割愛ということで、登録団体については書いていただく必要がないかと思い、記入不要とさせていただきます。

第3号ですが、項目の3つ目に社会的背景と事業の目的というところを、支援対象事業の必要性というより分かりやすい言葉に変えました。そして、この中で(1)から(3)まで質問が書いてありましたが、この黒字の方ですが、それがもともとの質問内容となっているのですが、例えば(1)この地域や社会で課題だと捉えていること、(2)目指している地域や社会、(3)目指している地域・社会と申請事業との関係、事業の目的ということで、1つは、地域や社会という言葉がどれほど皆さんの意識の中で明確に差別化されているかということや、この(1)から(3)の間の質問事項が割と似たような内容であるということで、別々の項目で分けて書くことが難しかったであろうと思われることから1つにまとめまして、なぜこの事業をしようと思いましたか(事業を実施する前提となった問題点、課題、社会的背景等を含めて記入してください)という形に一言で変えました。

そして、次のページに関しましては、特に説明させてもらうことはございません。

その次のページなのですが、項目の上から2つ目、同事業を継続して複数年にわたり実施する場ですが、(1)(2)(3)とございまして、これも先ほどと同じ理由から1つの質問にまとめました。(1)で今回からの新規の取り組みまたは今年度の目標ということで

書いていただこうと思います。

次の支援対象事業スケジュールにつきましてですが、こちらに関しましては、何回かやりとりをしておりますが。毎年同じような間違いを繰り返されますので、事前に赤字で説明を入れさせていただいております。1つは、準備から事業後の反省会まで全てを記入してくださいということで、こちらもよく書き漏れがございましたので、これを書いていただくように事前に書いております。

広報「いこまち」掲載時期とPRに関する事項も記入してくださいということで、公益活動ですのでPRのことも書かせていただきました。

備考欄に関しては、幾つかこちらの方で追加して書きました。1つは、市民による選択の届出が支援金希望額より少額だった場合の対応についてですが、理由としまして自主財源からの補填と事業規模縮小もしくはその他の方法ということで書けるようにし、選びやすくしております。備品の購入がある場合は、その理由を書いていただこうと思います。

そして、様式第4号に移りまして、こちらは語句の訂正等を入れさせていただきました。

次の様式第5号、こちらの方に赤字で追加記載させていってもらっているところは、1つは、生駒市長様という宛名を入れさせてもらいました。そして、「私は生駒市市民活動団体支援制度において下記のとおり支援します」という文を入れて、意思を明確にさせていただくために分かりやすくしました。住所欄につきましては、今までなかったのですが、生駒市と書いておいた方がよいらろうということで追加させていただきました。これが市民に書いていただく届出書になります。

次に様式第6号に移ります。こちらは特に変更ございませんでした。

次の様式第7号も特に変更がございません。

様式第8号は、支援対象事業と語句が変わった程度ですので、特に説明はありません。

そして、その次の支援対象事業報告書ですが、上から2つ目の社会的背景と対象事業の目的を割愛させていただきます。というのは、同内容で申請書の方はかなり細かく書いていただくことになりますので、項目自体を削除いたします。

次、支援対象事業の内容についてですが、(3)受益者となっております。こちらの方ですが、今年度何回か審査会でも話題になりましたが、イベントをする中で構成員以外の参加者が過半数以上でしょうという話が出たと思います。それを明確にするために人数をきっちり書いていただくようにさせていただきました。ですので、参加人数としまして、総参加者、うち構成員、うち構成員以外何人という形で項目を設けております。

(4) 実施体制（ボランティアを含む）というところですが、書きにくく、各団体が、さまざまな書き方をされておられました。会長や副会長の名前を書いたり、また、人数を書いたりというところでした。支援対象事業の対象者（受益者）等ということで、書きやすい形で、誰のためにしたかという形で書いてもらおうと思っております。

(5) の具体的な内容のところでのどのような事業をしたかというところを書いていただきまして、(4) の実施体制的なものも含んで書いていくことになるかと思えます。

次のページですが、得られた効果、目指す地域・社会の形成にどう貢献できたかというのを、分かりにくかったですので支援対象事業の成果と一言でまとめました。参加者の声を削除しまして(2)に持っていきました。そして、(1)に目標達成状況及び効果ということで順番を変えて書いております。

次に、その下の実施後に見つかった支援対象事業に関する課題とその改善策や今後の展望というところを、非常に長かったので、課題等とし、(1)に支援対象事業実施に当たっての問題点、そして、(2)は変えずに、改善策や今後の展望と、問題点とこれからというところで書きやすく分けております。

次のページは写真を張るページですので、特に訂正はございません。

様式第9号の収支決算報告書につきましては、購入や項目という誤字の訂正のみとさせていただきます。

その次のページの内訳書に関しましては、備品購入費という語句の訂正があります。

以上は申請書の簡素化ということでご提案させていただくところでございます。

次に、検討事項の方に戻りまして、3番の支援金額の決定時期を年度初めにするというご提案に関してですが、今の制度では交付金額決定が8月下旬であるため、団体にとっては年度内のスケジュールで計画を立てにくく、そのため登録をしない団体も多いのではないかとご提案をいただきました。それで、実際に4月1日に交付金が決定している愛知県一宮市にスケジュールを聞いてきました。それが(1)の愛知県一宮市の例とさせていただきます。

一宮市の場合は前年度の10月から団体の申請を開始され、1月の下旬から2月にかけて届出期間がございます。そして、4月1日に交付金を決定されるということです。算定基準は前年度の市民税額と人口をもとにして決めておられます。この制度のメリットとしましては、団体にとっては4月1日に支援金額が決定しているため、事業計画を立てやすいということがあります。

デメリットとしまして、例えばですが11月に開催する事業などはまだ開催する前に来年度の計画を立てる必要があります。10月から団体申請が開始しますので、早目に事業計画を立てるということになりまして、今年度の反省が生かせない事業立案となることとなります。そして、前年度から届出ができる理由としましては、1つ目として、4月1日にはその年度での予算額を明確にしておくべきであるという理事者や議会の考え方があります。2つ目として、条例で1%支援制度が定められており、次年度も引き続き継続されるのは当然であるという考え方です。3つ目として、支援金の基準となる住民税と人口については前年度の数値を用いるという、これらの理由で前年度中からの届出が可能であるという一宮市の考え方です。

これに基づきまして、(2)財政課に、当市の関係課にこのような事例があるということ聞いてみました。そうしたところ、予算が確定しない前年度から市民を巻き込む形で届出を行う必要があるのか。生駒市としては難しいのではないかという見解を財政課からいただいております。

(3)支援金決定までのスケジュールを2週間程度の前倒しについて。7月1日号の広報でマイサポいこま紹介冊子を配布しているが、今年度から県民だよりを同号で配布しているため、市民から重たいという苦情が多発しました。広報の担当課から、来年度からは6月15日号と同送するように指示がありました。ですので、2週間程度早くしなければならぬということにはなりました。事務局としましても、このスケジュールに合わせて前倒しをしようと思っております。

(4)申請書見本の作成ということですが、NPO法による事業の分野ごとについての見本は、事業内容が多岐にわたるため見本の作成はせず、従来からの見本、別紙を使用する。申請書を簡素化し、マイサポいこま説明会の回数を多くすることで、団体が抵抗なく書類作成できるようにしております。

本日配らせていただいておりますのは申請書の見本です。こちらの内容についてですが、以前からマイサポいこまの申請時に当センターで使用しておりました見本がございましたので、それを変更した形です。今回ご提案させていただいております申請書ですが、これにはめ込んでいった形になります。若干質問項目が変わりましたので、もともとあった見本をばらばらにして当て込んでいったという形です。それがこのようになるということで書きましたので、これを使用して説明していきたいと思っております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

【中川会長】 これについてご意見、ご質問はございますか。まず、僕の方から質問です。(2)に書いてある自治連合会に所属する団体は自治協議会の展開という啓発に該当し、マイサポいこまの事業とは切り離して考えるというのは、啓発を切り離すという意味なのか、この制度の対象外に置くという意味なのか、よく分かりませんが。

【事務局】 こちらの方からはあえて啓発をしないということで、自治会の方からマイサポ事業に該当するものがありましたら、それは対応させていただくということです。

【中川会長】 啓発だけを除外するという意味ですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 助成対象にはなるということですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 分かりました。ほかにご質問等ございますか。

【平井委員】 よろしいですか。いこまの魅力創造課が作成されている市民活動団体のリストは、どれぐらいの団体があったのか聞いていただけましたか？

【事務局】 はい。数は約何百団体あります。

【平井委員】 全てに送るという事ですか。

【事務局】 はい。送っていいかどうかは、担当課と相談させていただきます。

【中川会長】 これについてはこのとおりでよろしいでしょうか。

【北浦委員】 メールでのやりとりはないですか。

【事務局】 メールでできるところはメールでさせていただこうと思います。あと、各担当課の方で連絡ボックスを持っているところもあるので、そちらの方にお手紙を入れるなどの方法も考えています。

【中川会長】 1番の議題については、この別紙についている「マイサポいこま制度5年を振り返って」の中でも説明がありますので、それも見といていただいた方がいいかなと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【中川会長】 基本的にはその方向でということですね。それでは、2番目の申請書類の簡素化についてです。これについてのご質問、ご意見ございますか。これで簡単になった場合に申請しやすくなるのかということですね。

【事務局】 様式5号ですけれど、支援対象団体選択届出書です。住所、氏名、生年月日を書いていただく。住所も生駒市というのを加えたらどうかということでしたけれども、

説明を聞きながら思ったのですが、この届出できる方につきましては、その当該年度の6月1日に生駒市にお住いの方はできます。届出が始まるのが7月1日、今の話では2週間早めたらという話ですが、今年度まで届出期間は7月1日からの1カ月半なので、その間に例えば生駒から転出される方も割合的には少ないかと思いますが、そういった方のことを考えると少し書き方、事務局の立場で言うのは申しわけないですけども、どうかと思いました。

【平井委員】 ほとんど生駒市民ですからこれで良いのではないですか。

【事務局】 いいですかね。限られているとは思いますが。

【宮西委員】 そういう方は転出先の住所で届出をされるのですか。

【事務局】 そうなります。

【宮西委員】 それはそれで、はじかれずにしっかりいれていますか？

【事務局】 はじかずに、その6月1日に生駒市にいらっしまったかどうか確認しています。

【宮西委員】 全部チェックをされているのですね。

【事務局】 そうですね。

【中川会長】 6月1日現在の住所を書くのではないですか？

【事務局】 そうですね。前の住所だと特定できないですので、住民基本台帳と突き合わせる時に、現住所、転出先の住所は確認しています。

【中川会長】 ほかにご意見等ございませんか。これは細かい様式の話なので、お気づきの点があればご指摘をいただいたらありがたいです。

【平井委員】 では、1つだけ。事業報告書。様式第1号の次の事業報告書ですが、(3)で参加人数、総参加者数、うち構成員、うち構成員以外ということで、ここは書きやすくなったと思います。その次、(4)で事業の対象者(受益者)とすると、また悩むのではないかと思ったのですが。記入例の方を見せてもらおうと文言が違います。新対象事業の対象者(受益者等)、等と書いてありますね。そこで何を書いたらいいのか悩まないかなと思いました。

要は基本的には構成員が公益事業を皆で行うので、その受益を受ける方が普通は構成員以外だと思えますけども、構成員以外でボランティアとして賛同して協力していただく方もおられる。そういう意味ですね。必ずうち構成員以外と受益者はイコールではないので。受益を受けた人を書いてということですね。人数を書くのか。何を書いたらいいですか。

【事務局】 記入例では、フォーラム参加者と相談会に参加された方がどんな方が来られていたかというのを書いてあるので、こういうことを書いていただいたらいいかと思っています。

【平井委員】 それと、細かい話ですけど、記入例と比較したときに、見出し、支援対象事業報告書、片方は事業報告書、全部支援対象が整ってあります。ですので、説明のときは支援対象と言っていたと思うのですが、少しそれも合わせておいてください。

【谷野委員】 私も今のところの（４）が事業の対象者（受益者）というのは、うち構成員以外の人数なのか、やはり少し悩むところがありましたので、記入例を見てくださいます。ではなくて、ここで分かるような表現の方がいいかと思いました。

あとは、計画書の方ですけども、今回から新規の取り組みまたは今年度の目標みたいな物ですけど、これはどちらかを書けばいいというように変わりますか？

【事務局】 はい。

【谷野委員】 ここはそれで大丈夫です。

【事務局】 はい。

【中川会長】 継続事業の場合は今年度の目標かなと思いました。

【事務局】 そうです。

【中川会長】 去年もやっています。

【谷野委員】 最初の事業の必要性、計画書の事業の必要性ですけども、この辺も何か1問になってしまったので、括弧でいう逆にここだけはポイントとして書いてほしいというところはこの表現しなくていいのかなと思いました。書く方としては、どれを書くのか、書かない判断をしてもいいのかが迷うかなと思います。

【事務局】 漠然となぜこの事業をしようと思いましたかと聞きますと、本当に分かりにくいと思いましたので、問題点、課題、社会的背景を書いていただいて、そこから発想していただくこの事業への展開という形で書いていただけたらと思い、括弧内に少し書かせていただいたのですが。

【谷野委員】 はい。記載くださいの方が良いかと。どうでしょうか。

【中川会長】 つまり、谷野委員がおっしゃっているのは、問題点、課題、社会的背景等を含めて記入していただきをもっと強めた方がいいという事ですか。

【谷野委員】 これが外せないポイントなのかそうでないのかというところがもう少し分かった方がいいのかなと思ったのですけど。

【中川会長】 外せないポイントだとイメージできるかということですね。

【谷野委員】 はい。もっと自由に書いていいのかと少し思いました。

【森委員】 これは目指す社会を踏まえて書いていいですね。これは問題、課題、社会的背景って少し前の話で、後ろの話、先の話を考えているのですよね。

【中川会長】 難しいところですね。前も（３）は物すごく難しい問いかけだなという気はしますが、（２）というのは、今、森委員のご指摘あったように、やはり少し軽くは述べてもらった方がいいのではないのでしょうか。つまり、現状をどう認識する、そこから課題がどういうふうにあるということを通り出した。その課題解決のためにこういう事業をしたい。そのことによってこういう社会的変化を発生させたいということでしょう。だから、目指している地域や社会と言うから大層な気もしますので、小さくてもいいのでどういう効果を狙っているのですかということでしょうね。

【森委員】 はい、そうかもしれないですね。

【中川会長】 ですので、事業を実施する前提となった問題点、課題ではなくて、前提となった社会的背景の方をもっと先に言った方がいいですね。社会的背景、問題点、課題。実現しようとする効果。そう言えば流れとしては分かるのではないですか。目指している地域・社会といたら、すごく理想的なことを言っている感じですし、小さくてもいいので何かちょっとした効果が欲しいということで……。

【谷野委員】 やはり申請してもらうに当たってこの事業の目的というのは必須で必要なことだと思うので、項目の中に目的とか狙いとかという言葉は残っていた方がいいと思うのですが。

【事務局】 それを少し整理しますと、事業を実施する前提となった社会的背景、問題点、課題等、また、実現しようとする効果・目的を含めて記入してくださいと変えさせていただきますかと思えます。

【平井委員】 効果だけ出したらいいのでは？ １は事業を実施する前提となった社会的背景、問題点、課題を含むと記入してくださいですね。括弧でなぜこの事業をしようと思いましたが。２でその事業の目的というのか、目指す効果。何か良い言葉で、それでいった方がよりはっきりすると思っています。

【中川会長】 ２つに分けた方がいいですね。（１）は現状認識です。現状認識、そして、そこからどういう課題を感じているか。（２）は課題解決のための目的、この事業を通して目指す効果。分かりやすく準備してください。谷野委員、いかがでしょう。

【谷野委員】 はい。

【中川会長】 森委員、よろしいですか。

【森委員】 はい。

【中川会長】 では、ほかはございませんか。私は、先ほど質問が出た事業報告書の参加人数のところですが、この総参加者数は延べ人員なのか実人員なのかというのと、そのうち団体構成員を抜いたら、実人員が出ないと何か整合性がとれないと思っています。この辺が少し気にはなっています。単発1回だけでしたら実人員イコール総参加者ですが、例えば2回にわたって講演しますとか、先ほどお話があったように、別途、ブースで相談会をやりますという、2つとも参加している人は実人員1、総参加者、延べ参加者数で2となっています。そうすると、参加人数の中の総参加者数は実人員なのか延べ人員なのかというのがまた頭を悩ませないかという気がしました。

【事務局】 そうですね。連続する事業も幾つかありますので、この書き方では書けないと思います。なので、別紙等で書いていただく方が良いかと思います。ただ、事務局としてはきちんと人数を把握してくださいと言っておきたいと思うので、この形を残しています。書きにくい場合は別紙で、スタッフ人数、延べ人数、参加者という形で書いていただくようにさせていただきます。

【中川会長】 分からない場合は概数でもいいですと入れておいたらどうですか？

【事務局】 はい。

【中川会長】 厳密に聞いているわけではないですと。ここでチェックしたいのは、団体構成員自身の受益を精査したいだけですので。団体のための事業ではないのかと言われないようにするためのチェックですから。それと、うち構成員というのは、対象団体構成員ではないのですか。構成員というのは何の構成員か分からないという要旨で言っているのではないですか？ 下のうち構成員以外はかまわないと思いました。2行目は支援対象団体構成員か対象団体構成員かにした方がいいと思います。

それから、説明されたときに相談の具体的な内容のところを実施体制も書いてもらったらいという話だったと思うのですが、この具体的な内容というのは事業内容を言っているわけですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 では、実施体制を各自書いてくれますか？

【事務局】 この実施体制というのは元々が曖昧な項目で、いろんな書き方をされてお

られましたし、質問の意図としてもよく分からなかったものです。例えば準備に何人とか、そういうことを書いていただいたらいいのかという、その程度のことでして、特にこちらからその実施体制に関するものをしっかり書いてくださいという希望はないです。

【中川会長】 体制についてはどちらでもいいですか？どちらでもいいと事務局が思うのでしたら、別に外しても構わないと思いますけども。一般的に実施体制を書いてくれと言われたら、実行委員会システムを使います、こういう組織をつくりましたとか、そういうものではなくて、NPOのメンバーを当日配置つけますみたいな当日配置体制なのか、どちらかだろうと思いますけどね。

【事務局】 大きい団体はそのような書き方をされているところもありましたが、大方のところは小さい団体ですので、何を書いていいのかなという感じで書いておられました。

【中川会長】 だから、実施体制はなるべく具体的に書かないといけないみたいに義務づける必要はないですよ。はい、分かりました。他はございませんか。

【谷野委員】 事業目的の最後のとこなんですけど、実施事業に当たっての問題点となっているのですが、何か反省というか。

【中川会長】 反省点ね。そこは「反省点と」にしたらどうでしょうか。主観的な反省でもいいですし。ほかにございませんか。

【平井委員】 2点あります。事業報告書の参加人数のところ、総参加者数という形で書いていただいて、それで、次の行で内訳として、団体構成員が何人、団体構成員以外が何人、先ほど事務局が言っていたように、開催日及び開催場所が複数の場合は別途資料を添付してくださいと何か入れておきましょうか。

【中川会長】 そうですね。

【事務局】 はい。

【平井委員】 要は開催された日ごと、あるいは場所ごとの物も分かるようにしておいてほしいということでしょう。

【中川会長】 そうすると、事業の対象者（受益者）の数は延べになってくるのというので整合性が出るようにしたらいいですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 今まで支出は備品と書いていましたよね。

【事務局】 そうです、備品購入という言葉がなかったです。

【谷野委員】 備品購入費は上限とかありますか。

【事務局】 2万円を超えたら備品とさせていただいて、上限は特には設けていないですけども、基本的に備品を買うときは、事業支援ですので、備品というのは考えにくいので、備品を買われるときはきちんと理由を明確にしてもらってというようにさせてもらっています。必ずレンタルした場合の金額を見て、もしレンタルの方が安いというのが分かった場合は、レンタルの方で使用料に入りますけども、必ずレンタルしたときと購入とどちらが安いのかというのは判断材料や検討材料に絶対に出していただくようにしています。

【谷野委員】 10万円以上になると固定資産になってしまいますね。

【中川会長】 ありがとうございます。今、委員各位から出たご意見を踏まえて微調節をお願いできますか。

【事務局】 はい。

【中川会長】 では、様式については審査会で意見をもらっている程度であって、最終的には事務局がお気づきになりましたら、少しいろいろと変えていくと良いのではないかと僕は思います。だから、大幅に様式を全面変えるなど、そうなった場合事後の報告でも良いのではという程度です。審査会で可と言わなければならない話ではないと思います。承認事項となることとは思っていないので。よろしいですね。

【中川会長】 それでは、3の項目は新企画決定基準ですね。これについては、このご説明を聞いた限り、前年度中に募集をかけて確定するのが難しいという答えをお聞きしたように思いますけれど。事務局側からのご提案が今まで7月1日の広報と同時配布していたマイサがいこま紹介冊子を、次回から6月15日の広報と同時配布するということで2週間前倒しにするという結論でいいと思います。そのほか説明回数を多くするという是正措置を講じたいということですが。そういうことですね。

前年度実施については不可であるということについて、ご意見ございませんか。よろしいですか。異議ないですか？

【平井委員】 こちらは異議なしです。生駒市として、4月1日に新年度予算が始まりますし、その前の年というのは、債務負担といって翌年度以降これぐらいかかりますよというのをとっていたらともかく、普通はしんどいですね。

【森委員】 県の文化チャレンジ補助金事業ですけども、3月から募集して、4月1日から決定だと思えます。前にその募集すること自体も本当はできませんが、断り書きがしてありまして、予算の成立前に募集を行うので、予算成立を前提として行いますと書いて

います。

【中川会長】 それはよく見受けます。議会の承認を経てから確定しますというのを1行入れる。そういう方向もある。

【中川会長】 これについては一般理論としてはいろんなアイデアがあるけども、生駒の実情というのを無視してはできないので、今は事務局が言っている6月15日号発送、そこからのスタートがベターではないかなと思います。

【平井委員】 とりあえず平成29年度は周知をもう1回、力を入れてやっていくということで、経過を見て、なかなか難しかったら思い切って条例改正まで踏み込む方向です。その中での課題としては、募集時期の問題、決定の時期の問題、この問題を決定しようと思えば前年度の税額になってきます。もう1つは、補助率の関係も含めて、小さな団体が思い切って公益事業をされる時、少額で済む場合その補助率を上げるとか、それも含めて条例改正に持っていく、その方向でやっていく方向です。とりあえず、まだまだ周知が十分されてないという事実はあります。専門的な言葉が結構あったので、説明する時に、市民の方に届出終わりましたかと聞いた場合、何か別の団体の届出のように勘違いされていた部分があったので。そういう部分を含めて来年度の状況を見ながら、思い切って変えるなら平成30年度に変えるということです。

とりあえず、平成29年度、もう1回周知を行うか、申請の様式も簡単な形に変えたりしていきます。簡素化を図っていく。各団体も大々的に全部基本は文書をまたメールで案内し、電話もするという話です。そこまで行ってみて、あまり伸びなかったら、次のステップとしてということ。その中で大きな団体も含めて事業の計画を立てにくい。小さな団体は小回りがききますのでね。大きな団体ほど事業計画の関係があつてということですから、そういう意見が多いのであれば、決定時期を早めることも検討することも今後の宿題ですね。

次年度、広報関係にかなり力を入れようと思っています。案内を送る文書もできるだけ分かりやすくしてあげてほしいというのもあります。

【中川会長】 それと、私は意見を何回も言ったと思いますが、自治連合会に属する団体について啓発は別にしますということ聞いたのですが、この登録団体になればある事業に関してはオーケーだと言うことで、これは間違いないですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 これ、市民活動推進課の方に働きかけていただいて、例えば市民自治協

議会を作るためにこういう現状調査事業をしたいとか、あるいは防災訓練をしながらそこから固めていきたいとか、何か戦略がある程度きちっとされておれば登録できますよということをもっとPRしていけば、増えるのではないかと私は思います。

【事務局】 　ただ、そういった団体を目指しているところについては、また別の補助金があるので、その兼ね合いになってくるのかと思います。

【中川会長】 　それと、啓発の仕方ですかね。どうですかね。少し分からないですが、例えば地域の自治会、町内会などが市民自治協議会の方に持っていきこうと思ったとき必ずぶつかるのが専門性のなさです。それは地元にいるプロボノを結成できるような人材の把握の仕方が分からないとか、そういう調査をしたいといったときに、使えますよということ伝えて良いのではないかと。

例えば、谷野委員がおられるのに申しわけないですけど、地域に公認会計士の先生がおられるとかは、知らないですよ、実際。ところが、地域にはたくさん士業の方はおられますよね。その人達とつながっていないので全然使い切れていないです。行政書士、司法書士、弁護士、公認会計士、税理士といういわゆるランクの高い士業以外にも、例えば作業療法士、理学療法士、音楽療法士、あるいは保育士、学校教諭、そういう方も物すごく高い技術を持っておられるわけで、そういう方々を融合していけばすごくたくさん地域の掘り起こしができるのに、その専門性がどんどん切れていっているわけですね。教育の能力がなくなります。保健に関する呼びかけ能力がなくなる。経営能力、簿記能力というか、経理関連能力がない。そういう人が無手勝流に今までやってきていて、結局何ができるのというたら、盆踊り、バス旅行、祭りみたいなことになってきている。そこに突破口を開こうと思ったら、やはり保健や医療や福祉のNPOがこういうふうにすれぱうまくいくのではないですかとかという、NPOとのジョイントみたいなものをもっとしてあげてくださいという働きかけをしてもいいかなと思います。例えば環境保全ということで頑張っているNPOが地元の河川の環境管理にすごく協力し始めているとか、あるいは里山保全に協力し始めたとか、そういうところと地域の連合自治会の構成団体と手を結ぶとかいうことは望ましいわけでしょう。そういう方向に向けてもう少しやはりアドバイスなり、あるいは導き入れるみたいなそういう啓発と指導が必要なのでは。それでは、皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

【事務局】 　ありがとうございました。

— 了 —